

## 山梨県がんゲノム医療推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県がんゲノム医療推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、山梨県内で適切ながんゲノム医療が受けられる体制を整備するため、拠点となる医療機関の人材育成や患者支援の強化等を図るとともに、県民のがんゲノム医療に対する理解を促進することを目的とする。

### (対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象は、山梨県立病院機構山梨県立中央病院及び山梨大学医学部附属病院（以下、この2病院を「補助事業者」という。）が行う、がんゲノム医療推進事業（以下「補助事業」という。）とする。なお、補助事業の区分は次のとおりとする。

#### (1) 人材育成事業

がんゲノム医療に従事する者の育成

#### (2) 患者支援・普及啓発事業

山梨大学医学部附属病院が行う患者や家族等への正しい情報の提供及びがんゲノム医療に関する県民の理解の促進

#### (3) 研究推進事業

山梨県立病院機構山梨県立中央病院が設置するゲノム解析センターががん患者の治療の選択肢を広げることを目的に行う、保険診療外のがん遺伝子パネル検査およびその検査結果の解析等に関する臨床研究

### (交付額)

第4条 補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象として山梨県知事（以下「知事」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率については、別記によるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、速やかに交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止または廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更で交付決定を受けた額の増額を伴わないもの及び別記の区分ごとに補助金の交付対象となる経費の各費目間においていずれか低い方の額の20%以内の経費の配分の変更については、この限りではない。

2 知事は、前項による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第9条 補助金は、精算払いとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第7条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の4月10日のいずれか早い時期までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第12条 知事は、次の各号に掲げる場合は、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者がこの要綱に違反した場合

- (2) 補助事業者が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助金の受領に関して不正な行為をした場合

(証拠書類の整備及び保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第16条 補助事業者は、個人情報及び企業秘密の保護並びに知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める権利をいう。）の取得などに十分配慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用

する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別記)

1. 補助対象区分、対象経費及び補助率

区分	人材育成事業	患者支援・普及啓発事業	研究推進事業
補助対象経費	人材育成事業に必要な研修参加費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費）、その他知事が必要と認められたもの	患者支援・普及啓発事業に必要な報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料、賃借料、その他知事が必要と認められたもの	研究推進事業に必要な人件費、需用費（消耗品費）、その他知事が必要と認められたもの
補助率	定額 50万円を上限とする	定額 100万円を上限とする	定額 600万円を上限とする

※他業務を兼務する職員については、専ら補助事業に従事する時間を対象とする。

2. 施設維持のための機器保守料及び修繕料は、対象経費としない。

3. 研究推進事業における経費の配分については、需用費のうち直接研究に係る検査試薬費、キット代金、研究資材費等が補助金の総額の1/2を超えるものとする。